

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年4月5日(火)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	吉	川	保	男
4番	芝	田	清	
5番	岡	井	温	宣
6番	岸	田	正	次
7番	岸	本	勇	
8番	中	村	末	春
9番	田	中	壽	嗣
10番	内	田	孝	司
11番	酒	部	治	雄
12番	辻	本	嘉	亨
13番	西	村	裕	
14番	奥	田	富	和
15番	小	西	義	清
16番	三	宅	美	子
17番	吉	川	隆	
18番	吉	川	倫	子
19番	山	田	光	夫
20番	林		勉	
21番	林		吉	一
22番	曾	束	照	雄

4. 欠席委員 3番 曾束竹司

(事務局長)

それでは、定刻となりましたが、平成28年第4回久御山町農業委員会定例総会の開催に先立ち、平成28年4月1日付けで、農政に係る部署である産業課に異動がありましたので、ご報告させていただきます。事業建設部長でございました田島部長が3月31日付で退職をされ、その後任ということで4月1日付で、高田事業建設部長をお迎えしたところでございます。本日、ご紹介をさせていただきます。

お二人から一言、ご挨拶をお願いしたいと思いますので田島さんよろしく申し上げます。

(田島氏)

田島でございます。こんにちは。こんな貴重な時間を頂きまして、一言お礼をさせていただきたいと思っております。去年の平成27年3月いっぱいまで定年退職させていただきまして、その後、町長の方から事業建設部長に残ってくれとのこと、一年間、皆さんにお世話になってどうもありがとうございました。その中で農業政策はもちろんのこと、今回の第5次総合計画に伴います線引きの見直しについても、農業委員さんには本当にお世話になり、無事に先日、府の方の都市計画審議会がございまして、その中で認められて、4月末には市街化編入を行っていくということになりどうもありがとうございました。

また、今まで奥田会長はじめ農業委員の皆様には、農業政策はもちろんのこと、町全般の行政に、お世話になり、また、第5次総合計画で町の未来を作っていくにも、農業委員さんのお力なくてはならないと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

また、個人的なことなのですが中央公民館の方でお世話になることになりましたので、また、皆様とお会いする機会も多々あるかと思うのですが、その時には、また、お気軽にお声掛けいただければありが

(田島氏)

たいと思います。また、公民館の方にも来ていただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

本当にお世話になり、ありがとうございました。

(事務局)

それでは後任でございます高田事業建設部長から一言ご挨拶お願いしたいと思います。

(高田事業建設部長)

はじめまして、高田でございます。前職といえますか前部署は、長寿健康課という所で介護保険とか高齢者福祉、予防接種とか保健予防事業というところを担当していました。

事業建設部長ということで、4月に着任させていただいたのですが、こちらの方は約20年まあもうちょっと短いのですが昔に都市計画課で5年ほどいただけでして、とくに農業の方につきましては、全く経験したことがございませんので、これから皆様のご協力のもと頑張っていきたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

それでは、平成28年4月1日付けで、本町の定期人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。

平成26年4月より2年間、産業課長をしておりました「内座」が「総務部長」に異動をします。

内座部長、一言あいさつをお願いします。

(内座部長)

一言お礼申し上げます。紹介がございましたとおり、4月1日付けで総務部長の方に転出ということになりました。この2年間ですけれども、産業課長させていただいたんですけれども、その1年前はですね、今までは農業委員会の方は産業課が兼任ということで、産業課長がさせていただいたんですけれども、農業委員会事務局局長権限ということで「池田」、「武田」という

(内座部長)

ことで事務局長が農業委員会をしていただいていたので、私は大きく関わりはないんですけども、産業課長として農業それと商工業の方を担当させていただきまして、皆様にはとくに農業行政の方でいろいろお世話になりました。本当に2年間支えていただき、ありがとうございました。

今後、引き続きですね、また、総務部の方で町づくりの方をさせていただきます。広い意味では農業行政を含めたものでございまして、引き続き、今までいただきました、ご指導と同様に、また、いろいろ、ご意見を伺えたらなと思います。引き続き、今後ともどうぞよろしく願います。皆さんどうもありがとうございました。

(高田事業建設部長)

4月から新たに「産業課長」として配属されました「中務」でございます。「上下水道課」からの異動です。

中務課長、一言あいさつをお願いします。

(中務課長)

産業課長に配属されました中務と申します。

ちょうど12年前に、産業課の方で仕事をさせていただいておりました。ずいぶん昔のことになりますので、国の政策とか法律が変わっていることと思いますので、一から勉強させていただきますので、どうぞ皆さんよろしくお願い致します。

(高田事業建設部長)

なお農業委員会事務局については、異動はなく、局長が「武田」、局員の「田口」、「中村」の3人体制のまま、変更はありません。

貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

田島、内座、中務、私は公務がございまして、退席させていただきます。

(退席)

(事務局長) それでは、事務局から臨時職員の紹介をさせていただきます。4月から「三村さん」が事務局の臨時職員としてきていただいております。

(三村氏) 4月1日から臨時職員として働かせていただいております、三村明生と申します。若いですが、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(事務局長) 「三村さん」には補助者として入っていただきます。

それでは、平成28年第4回久御山町農業委員会定例総会の開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長) 会長あいさつ

それでは本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
(納税猶予(出口))
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)
- 報告第2号 農業用施設(農地法施行規則第32条第1号)の建築届出について
(農業用施設)
- 報告第3号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について

(会長)

(賃貸借契約合意解約)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。1番の藪内委員、2番の吉川保男委員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題とします。

なお、議案第1号受付番号13号と報告第3号受付番号1農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借契約合意解約)は、関連することから、併せて事務局説明願います。

(事務局長)

すみません。議事に入ります前に先ほど申し遅れてましたが本日、曾束竹司委員の方が急遽、ご不幸があったということで欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。申し訳ございません。

(事務局)

議事に入ります前に、さる3月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藪内委員 |
| 2番 | 吉川保男委員 |
| 3番 | 曾束竹司委員 |
| 14番 | 奥田会長 |
| 18番 | 吉川倫子委員 |
| 21番 | 林吉一委員 |
| 22番 | 曾束照雄委員 |

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

それでは議案第1号受付番号13について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

また、別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成い

(事務局)

たしました農地法第3条調書1ページをご覧になり審議をお願いいたします。

また、報告第3号受付番号1について議案書19ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

本報告につきまして、最初に説明させていただきました議案第1号受付番号13と同一農地でありまして、本農地につきましては、記載されている内容で利用権設定がなされておりましたが、このたび農地法第3条による所有権移転をするにあたって事前に記載の内容で合意解約がなされたところがございます。なお、報告第3号受付番号1の借手と議案第1号受付番号13の譲受人につきましては、同一経営世帯であるということを報告させていただきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号13の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第1号受付番号13並びに報告第3号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号13に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

(会長) 続きます、受付番号14について事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号14について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書2ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●●委員) 議案第1号受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号14の該当地については、特に問題ないものと思われま。

(会長) 議案第1号受付番号14の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号14に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きます。議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口))を議題とします。

受付番号6について、説明願います。

- (事務局) それでは、議案第2号受付番号6について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページから5ページをご覧ください。審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号6の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第2号受付番号6の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。
続きまして受付番号7について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号7について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと6ページをご覧ください。審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号7の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号7の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして受付番号8について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号8について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページから5ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号8の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号8の説明と現地調査の報告が終わりま

(会長)

した。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号8について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告いたします。

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）」を議題とします。

受付番号9、10、11及び12の4件ありますが、借り手が同じなので、まとめて事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号9について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

続きまして、議案第3号受付番号10について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

続きまして、議案第3号受付番号11について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

続きまして、議案第3号受付番号12について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日11件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号9から受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号9から受付番号12の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号9から受付番号12の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号9から受付番号12の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号15について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号15について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号15の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号15の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号15の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号16について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号16について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号16の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号16の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号16の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号17について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号17について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号17の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号17の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号17の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号17の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号18と19については、借り手が同じなので、まとめて事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号18について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページから14ページをご覧ください。

- (事務局) 続きますして、議案第3号受付番号19について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。
- (●●●委員) 議案第3号受付番号18と受付番号19の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号18と受付番号19の該当地については、特に問題ないものと思われます。
- (会長) 議案第3号受付番号18と受付番号19の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

はい。●●委員。
- (●●委員) この農機具のね、所有状況ですけどね、先月が●●さんとか家族の名前が挙がってましたけど、その機械とはだぶってるわけではないのですか。下に個人共有って書いてますけどもその個人で持っておられる分と会社で持っておられる分、台数から言っても先月でも、かなりの台数あがってますよね。
同じ名前のやつで使っていることはないのですか、確認とかされてるわけですか。
- (会長) 農機具の所有状況について。
- (事務局) 今回の案件につきましては、●●●●●●●●●●という会社の所有の農機具の所有状況を記載させていただいてまして前回は個人で。

- (●●委員) 個人の台数でも、かなりあがってしまいましたので。それと合わせるとそんなにあるのか。
- (事務局) これは●●さんから本人から申告をいただいておりますので、その台数をお持ちになっておられるというふうに確認はさせてもらっております。
- (●●委員) だいたい数字あがってればそれでいいってことですか。例えば、へんな話そのまったく違う人と売買された場合にほんまに農機具持ったはるかどうかという、確認はされてるのですか。
- (事務局) 現物の確認はさしてはいただいておりますけれども、例えば、新規就農であったりとかですね、そういった場合におきましては、確認の方をさせていただいたりとか軽トラであったら車検証を出していただいたりとかですね、書面上の確認等は、しております。
- (●●委員) だいたい、そしたら台数が書いてあったらそれでいいってことですね。
- (事務局) そうですね。法人の届け出というのをさせていただいておりますので、そこに記載の農機具の台数を書かせていただいておりますので、とくに今、問題のない台数であるところの事務局の方では、考えております。
- (会長) よろしいですか。
私の方から一点、この農機具の所有状況は毎回書いてあるけれども、この重さというか、これがそのなかったりした場合は、どれぐらいのこの影響、利用権設定を受ける必要があるかないかということ。
- (事務局長) この利用権の設定を受けるものの農業経営の状況というところで、上の利用権を設定する利用権の内容ということで、

(事務局長)

野菜作付けということが書かれております。

こちらの作付けに対して、当該地、5反ほどございますがその5反が作付けが可能かどうかという判断の一つとして、農機具の所有状況を書かせていただいているということの中でこちらの経営状況を参考にさせていただきながら、この利用権を設定することに適正な農業経営者かどうかというご判断をいただくために書かせていただいている資料でございます。

(会長)

まず一番肝心なのは、この下限面積ちゅうことになるわね。農地取得したりする場合には、その時も書いてあるけども、まあ、最低限必要なもんは、補充せないかんのは、きっちりとうとたるものか。

(事務局長)

そうですね、農業を法律的に営む必要がある3条の場合でしたら、先ほど3条調書に書かせていただいておりますように全部、効率よく農業の作業ができると第1号に該当してくるかと思うんですけども、この効率的に利用できる見込みがあるというところの中で見ていただく、まあ、判断していくというようなことになっていくと思います。

同じく利用権の設定もまったくこちらの調書の考え方と同じでして、利用権の場合は、下限面積がないだけというところで農業を今後、利用権を設定する中で耕作していただくだけの環境が整っているかどうかご判断をいただく材料として、こちらの経営の状況を書かせていただいているというところでございます。

(会長)

まあ、今も質問として出たように記載もされてんねやからできるだけやっぱり確認というかそれも作業として前向きに取り組んでほしいなと思います。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号18と受付番号19の可否について、可とすることに賛成の委員さんの

(会長)

挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号 20 について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第 3 号受付番号 20 について議案書 15 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 16 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●委員)

議案第 3 号受付番号 20 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号 20 の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 3 号受付番号 20 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 20 の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

次に審議していただく議案第 3 号受付番号 21 につ

(会長)

ては、●●委員に関係する農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定の事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●委員 退席)

それでは、受付番号21について事務局説明願います。

(事務局)

はい、議案第3号受付番号21について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは現地調査委員、現地調査の報告願います。

(●●●委員)

議案第3号受付番号21の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号21の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第3号受付番号21の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(挙手があれば、質問を受ける)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号21の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

(●●委員 入室)

(会長)

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

それでは、報告第1号受付番号1農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)を報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

本件については、3月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号受付番号4農業用施設(農地法施行規則第32条第1号)の建築届出について(農業用施設)を報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号4について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

本件については、3月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号4の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

午後2時14分 終了
